

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター	令和元年10月24日から 同月30日まで	平成29年度及び
局	警視庁	令和元年10月23日、 同年11月7日及び8日	平成30年度の事業

2 団体の概要

設立の目的	都民の暴力団追放意識等の高揚に資するとともに、暴力団の排除活動を徹底し、暴力団の資金源の遮断及び社会環境の浄化等を通じて暴力団の存立基盤の根絶を図り、もって、暴力団の存在しない「安心して住める東京」の実現に寄与することを目的として設立
主な沿革	平成4年5月 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）に基づき、財団法人暴力団追放運動推進都民センター設立 平成22年9月 財団法人から公益財団法人へ移行 平成25年2月 適格都道府県センター（注2）として認定
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動事業</li> <li>民間の自主的な暴力団排除活動の支援事業</li> <li>暴力団員による不当な行為に関する相談事業</li> <li>暴力団の事務所使用により住民等の平穏な生活等が害されることを防止するための救援活動事業</li> <li>不当要求防止責任者講習事業</li> </ul>
所在地	東京都千代田区内神田一丁目1番5号

組 織	事務局	
人 員	役員 12 名（代表理事 1 名、理事 9 名、監事 2 名、うち 11 名非常勤） 職員 13 名	
都 と の 関 係	出えん	基本財産 30 億 5,100 万余円のうち、25 億円（81.9%）
	事業の委託 （表 1）	2,179 万余円（平成 29 年度委託料） 2,188 万余円（平成 30 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表 2）	経常収益 1 億 8,401 万余円のうち、2,188 万余円（11.9%）
	職員の派遣等	常勤職員 1 名を都から派遣 常勤役員 1 名及び常勤職員 12 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等（注 3）	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

（注 1） 上記数値等は平成 31 年 3 月 31 日現在

（注 2） 平成 25 年 1 月の法改正により、指定暴力団等事務所の付近の住民等から委託を受けた場合には、適格都道府県センターとして当該事務所の使用等の差止請求訴訟を提起できることとなった。

（注 3） 平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

（表 1） 委託事業

（単位：千円）

事業名	委託料		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
不当要求防止責任者講習事業	21,695	21,794	21,888

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	173	100	181	100	184	100
都からの収益	21	12.5	21	12.0	21	11.9
講習受託収益	21	12.5	21	12.0	21	11.9
他の収益	152	87.5	159	88.0	162	88.1
公益目的事業会計	138	79.5	148	82.0	151	82.4
都からの収益	21	12.5	21	12.0	21	11.9
講習受託収益	21	12.5	21	12.0	21	11.9
他の収益	116	67.0	127	70.0	129	70.5
法人会計	35	20.5	32	18.0	32	17.6
都からの収益	-	-	-	-	0	-
講習受託収益	-	-	-	-	0	-
他の収益	35	20.5	32	18.0	32	17.6

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

### 第3 監査の結果

#### 1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（以下「財団」という。）の事業について、主に、①規程の整備、会計経理及び情報管理などの内部統制体制が整備運用されているか、②収入確保・財産の保全により事業継続が適切になされているか、③社会的な要請に応じた支援事業が適切になされているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり意見・要望事項が認められた。

#### (1) 事業実績

財団は、暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動、民間の暴力団排除活動の支援、暴力団員による不当行為に係る相談、不当要求防止責任者講習を重点として、都、警視庁等と連携・協力しながら、暴力団排除運動事業の推進に取り組んでいる。

主な事業の概要は、以下のとおりであり、平成28年度から平成30年度の主な事業実績は、

第4のとおりである。

#### ア 暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動

広報活動事業においては、暴力団追放都民大会の開催、機関誌「暴追東京ねっとわーく」の発行をはじめ、平成29年度からは2駅においてホームベンチ広告（LED電飾看板）の掲出、平成30年度にはデジタルサイネージ用の短編アニメーションを制作して14駅で終日放映（1週間）しホームページにおいても公開する等、各種広報媒体を活用して、財団の存在、事業内容、暴力団の資金獲得の手口やその対応策等の周知を図った。

#### イ 民間の自主的な暴力団排除活動の支援

財団は、都内の地域団体・職域団体が暴力団を排除することを目的として暴力団排除組織を設立するに当たり、暴力団排除に関する資料の提供や支援金の支給等を行ったほか、組織設立後も総会、連絡会及び研修会等に参加するなど、組織的な暴力団排除活動の支援を行っている。

平成30年度の都内における暴力団排除活動の状況は、地域団体・職域団体による暴力団排除組織として新たに1団体が結成され114団体となるなど着実に歩みを進めており、財団は、これらの組織に対して、資料の提供、企業研修会等への講師派遣等を通じ、各種活動の支援を行っている。

#### ウ 暴力団員による不当な行為に関する相談

財団は、暴力団員による不当な行為に関する相談を受理しており、必要に応じて警察署等へ引き継ぐなど、迅速かつ的確な解決に当たっている。

相談受理・処理件数は、平成28年度（3,230件）から平成29年度（2,989件）は減少したものの、平成30年度は3,576件となり、平成28年度と比較して346件（10.7%）増加している。

相談内容は属性照会が大半を占め、平成28年度（2,585件）から平成29年度（2,251件）は減少したものの、平成30年度は2,999件となり、平成28年度と比較して414件（16.0%）増加している。

#### エ 不当要求防止責任者講習

財団は、都公安委員会からの委託を受け、行政機関、金融機関など各事業者が選任する不当要求防止責任者に対し、警視庁と共同で講習を実施している。

平成30年度の開催実績は、選任時講習71回（参加者5,070名）、定期講習41回（参加者3,104名）、合計112回（参加者8,174名）であり、毎年度ほぼ同規模で実施している。

#### オ その他の活動

適格都道府県センターとしては、住民等からの委託があった場合、速やかに検討委員会を開催し、救援活動を行えるよう体制を整えているが、実績はなかった。

また、暴力団員による不当な行為の被害者に対する救援活動事業として、見舞金の支給、民事訴訟の支援等を行うこととしているが、実績はなかった。

暴力団の排除を進める一方、暴力団員が暴力団から離脱することを促すため、受刑者へ講話を行ったほか、離脱者に対し、暴力団離脱者就労対策協力事業所として登録した受入企業を案内するなどの就労支援を行い、平成28年度は6件、平成29年度は14件、平成30年度は15件となっており、年々増加している。

少年に対する暴力団の影響を排除するための活動としては、警視庁と合同により少年指導委員等への研修を年に2回実施している。

不当要求情報管理機関である5団体（(公財) モーターボート競走保安協会、(公財) 競馬保安協会、日本証券業協会、(公社) 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、預金保険機構（平成30年度～））への業務支援としては、全国暴力団追放運動推進センター主催の連絡会議において情報交換等を行った。

その他財団の設置目的を達成するために必要な事業として、暴力団追放モニターを通じて暴力団に係る情報収集等を行っており、毎年度114名に委嘱し、暴力団の動向等について毎年度100件程度の報告を受けた。

## (2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	平成28年度	平成29年度			平成30年度		
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	173	181	7	4.3	184	2	1.4
当期経常増減額	5	1	△ 3	△ 73.7	0	△ 0	△ 50.8
当期一般正味財産増減額	5	1	△ 3	△ 74.7	0	△ 0	△ 53.6
資産合計	3,242	3,245	2	0.1	3,252	7	0.2
正味財産合計	3,240	3,241	1	0.0	3,242	0	0.0

### ア 収益及び費用の状況

経常収益は、出えん金の運用によって得られる基本財産受取利息が43.6%、賛助会員からの年会費収入である受取賛助金が43.8%を占めている。基本財産受取利息はほぼ横ばいであり、賛助会員数の増加に伴い受取賛助金が増加したことにより、経常収益は増加している。

また、経常費用も増加しており、増加した主な要因は、平成29年度は広告費が増加したこと、平成30年度は賛助会員に提供する情報システムの改修に係る委託費及び広告費が増加したことによるものである。

## イ 財政状態

固定資産は、出えん金からなる基本財産、暴力団等からの不当な行為による被害に対する支援金や訴訟費用の支出に備えるための積立資産等からなる特定資産及びその他資産である。他に流動資産として、現金預金、未収金及び前払費用がある。

資産合計は、平成30年度に相談業務システムを導入したことに伴い、相談ソフトをリース資産として計上したことにより増加した。

これに対応して、リース債務を計上したことにより、負債合計も増加した。

### (3) 事業運営に関する評価

財団は、単年度の事業計画を策定し、第3(1)のとおり、暴力団排除運動の推進及び離脱者支援に向けて、セミナー等の実施や普及啓発を行っている。財団の事業は、基本財産の運用のほか財団の目的に賛同する等の賛助会員からの年会費で賄われており、賛助会員数は増加傾向にあるほか、属性照会件数の増加により相談件数も増えており、民間の暴力団排除に係る意識は向上していると考えられる。

また、現在、法令等の整備以来の取組により、全国及び都内とも、暴力団構成員等の数は年々減少しており、暴力団離脱者が再び暴力団へ戻らないよう、社会への復帰及び定着を支援することは、ますます重要となってきている。

財団においては、府中刑務所における暴力団員向け更生プログラムでの代表理事による講話(年3回)、離脱希望者との面談・電話相談、緊急に必要な交通費等の支給(上限5万円、平成29年度実績3件4万円、平成30年度実績なし)を行っている。

就労支援については、平成30年度末現在で20法人が受入企業となっており、離脱者雇用給付金(雇用3か月及び1年を経過した際に支給)の支給制度を設けて支援に取り組んでいる。受入企業については、これまで建設・土木業に偏っていたが、離脱者の高齢化や要望を受けて、需要と供給のバランスを踏まえながら取り組む必要があり、今後、幅広い業種の獲得を検討している。

こうした中で、就労の継続が危うい場合に、離脱者本人から電話相談があれば応じているものの、企業側が雇用を継続できなかった理由や、どのような支援があれば継続できた可能性があるか等、支援結果の分析を行い、組織的にフォローするなど、より細やかな対応が望まれる。

また、現在は、相談員は全て警察官OBであるが、保護司など他の経験を有する相談員を設けること等も検討の余地がある。

離脱者支援については、警察庁は各都道府県の暴力団対策部署へ宛てた平成7年の通達において、暴力団離脱者の就業後のアフターケアを充実させる必要性を述べ、社会復帰アドバイザー(暴力団関係の業務経験を有する警察官OBに限定される。)を未設置の都道府県は設置し、

設置済みの都道府県は更にその活性化に努めるよう通知している。

そこで、警視庁組織犯罪対策部に設置されている社会復帰アドバイザー3名についてヒアリングをしたところ、府中刑務所での暴力団員向け更生プログラムにおける講話（年4回）を行っている。

社会復帰アドバイザーは、暴力団員による不当な行為の防止等に係る法律施行規則第24条のうち、①離脱者を雇用する企業の募集、②離脱者への助言・指導等、③離脱者の親族への助言、④離脱交渉の仲介が役割と説明されている。現在は、②として講話を担当しており、今後、刑務所における講話の受講者から面談の要望があれば、警視庁職員と社会復帰アドバイザーとが刑務所へ出向き、面談を行い離脱者支援の充実を図ることを検討している。

一方、他の道府県の暴力団追放センターにおいては、相談員と社会復帰アドバイザーとの協働の例などが見受けられることから、現状を踏まえつつ工夫の余地はないか、社会復帰アドバイザーの活用も含めた更なる取組が期待される。

## 2 意見・要望事項

### (1) 団体

#### ア 基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における情報開示について

財団は、総資産32億5千万余円のうち基本財産である30億5千万余円を主に債券で運用しており、うち25億円が円建外債(注1)、5億円が国債となっている。そして、平成30年度の経常収益1億8千万余円のうち、基本財産運用益が8千万余円を占めている。

円建外債は高収益が期待できる一方で、運用益の減少や債券価値の棄損が生じる可能性がある。そこで、財団の基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における情報開示について見たところ、次のとおりの状況であった。

#### (ア) 基本財産の運用に係るリスク管理について

財団は、基本財産の運用基本方針として、『公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター資金運用規程』(規程第17号)第4条で「基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、元本が安全確実に回収できる最善の方法により、経済情勢、資金運用、環境の変化等に応じ、運用しなければならない」と定めている。また、財団は、同規程第6条に基づき、資金の運用状況を少なくとも年2回理事会に報告している。

ところで、財団は、この運用基本方針を踏まえた具体的な取組方針(金融商品の種別(債券、株式、投資信託、デリバティブを組み込んだ複合金融商品等)やデリバティブ取引の要否、目的、限度額等)を定めておらず、また、運用中の金融資産について、市場リスク(金利、為替、市場価格変動リスク)及び発行体の信用リスク並びに途中で資金化することが困難な流動性リスク等(以下「各種リスク」という。)を定期的に識別し評価していない。

円建外債の一部については、発行体が早期償還権を行使できる特約が付いており、令和3年度途中に早期償還される可能性が高く、新たな運用先を選定する必要があることから、財団は、償還後の資金運用について、具体的な取組方針を定めておくことが望まれる。

また、金融商品による運用は長期間となることから、各種リスクについて、購入時及び保有期間中も、定期的に識別し評価しておくことが望ましい。

#### (イ) 金融商品の状況に関する財務諸表における情報開示について

金融商品の状況に関する情報開示については、内閣府公益認定等委員会から「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」(以下「平成27年度報告」という。)が公表され、これを受けて、日本公認会計士協会は、財務諸表における開示についての実務上の指針を提供している(注3)。

平成27年度報告及び実務上の指針は、寄付金の運用益などを財源として運営されてい

る公益法人のうち、金融商品の運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらす恐れがあると法人が判断した場合には、公益法人の適切な運営を図るという観点から、その内容とリスク、リスク管理体制等に関する事項を注記することとすべきであるが、それ以外の場合であっても自主的に注記を行うことを妨げないとしている。

財団は、その基本財産の大部分を円建外債で運用しており、これまでは安定した運用益を得てきたが、今後の運用次第では財源調達に支障をきたし、事業の持続可能性に影響を与える恐れがある。

現在、財団は財務諸表において金融商品の状況に関する注記を行っていない。しかしながら、都の事業協力団体としての説明責任及び財団への出えん者に対する受託責任を、これまで以上に明確にするため、今後、金融商品の状況に関する事項を財務諸表において開示していくことが望まれる。

財団は、基本財産の運用について、具体的な取組方針の策定及び金融商品に係る各種リスクの定期的な評価並びに財務諸表における情報開示を行うことが望まれる。

(公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター)

(注1) 為替レートの水準により利率が変動する仕組債(注2)で、金利水準、為替レート及び発行体の信用状況の悪化等による損失の可能性がある。また、途中売却ができない可能性や、できたとしても大幅な損失を被る可能性があるとされる。

(注2) デリバティブ(金融派生商品)を利用することにより、満期、利子、償還金等を投資家や発行者のニーズに合わせて比較的自由に設定できる債券

(注3) 非営利法人委員会実務指針第38号公益法人会計基準に関する実務指針

#### 第4 運営状況の概要

##### 1 運営状況

##### (1) 事業実績

##### ア 暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動

事業名	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
暴力団追放都民大会 開催日 参加人数	平成28年10月26日 約1,800人	平成29年11月1日 約1,600人	平成30年10月29日 約1,800人
広報 ・ 暴追東京ねっとわーく ・ 暴力団対応ガイド ・ 暴力団からの離脱と就労 ・ 暴力団排除宣言ステッカー ・ 暴力団追放ポスター ・ DVD等の貸出 ・ B T Sインフォメーション （メールマガジン） ・ ホームベンチ広告 （LED電飾看板） ・ デジタルサイネージ	第48・49号 19,448部 14,841部 2,170部 1,921枚 1,217枚 216回 1回/月 1,275人 — —	第50・51号 17,518部 11,089部 230部 1,923枚 7,142枚 248回 1回/月 1,381人 2駅 —	第52・53号 18,332部 13,400部 246部 6,979枚 1,021枚 265回 1回/月 1,496人 2駅 14駅

##### イ 民間の自主的な暴力団排除活動の支援事業

事業名	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
暴力団排除関係団体連絡会総会 開催日 出席団体数 出席人数	平成28年7月7日 79団体 107名	平成29年7月13日 87団体 116名	平成30年7月17日 83団体 106名
暴力団排除協議会等に対する支援 ・ 設立等への支援金の支給 件数 金額 ・ 企業研修会への講師派遣等 回数 受講者総数	8件 315,360円 36回 2,820人	8件 285,860円 45回 3,430人	22件 792,720円 41回 4,862人

ウ 暴力団員による不当な行為に関する相談事業

事業名	実績		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
暴力団の絡む困り事相談	3,230 件	2,989 件	3,576 件
・ 暴力的要求行為	17 件	6 件	7 件
・ 離脱・勧誘等関係	13 件	8 件	12 件
・ 暴力団事務所等関係	22 件	0 件	6 件
・ 民事訴訟関係	3 件	1 件	0 件
・ その他の不当行為	18 件	13 件	9 件
・ 暴力団対策法関係	572 件	710 件	543 件
・ 属性照会	2,585 件	2,251 件	2,999 件

エ 不当要求防止責任者講習事業

事業名	実績		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
不当要求防止責任者講習			
・ 選任時講習			
実施回数	71 回	65 回	71 回
受講者数	5,504 人	5,070 人	5,070 人
・ 定期講習			
実施回数	45 回	47 回	41 回
受講者数	3,041 人	3,148 人	3,104 人
合計			
実施回数	116 回	112 回	112 回
受講者数	8,545 人	8,218 人	8,174 人

オ その他の活動

事業名	実績		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
・ 適格都道府県センターとしての活動	—	—	—
・ 離脱支援活動			
講話	3 回	3 回	3 回
就労支援	6 件	14 件	15 件
・ 離脱者雇用給付金			
件数	3 件	4 件	4 件
金額	300,000 円	400,000 円	400,000 円
・ 更生援助金			
件数	1 件	3 件	—
金額	5,000 円	40,000 円	—
・ 少年指導委員等研修会			
実施回数	2 回	2 回	2 回
受講者数	176 人	192 人	172 人
・ 不当要求情報管理機関との連絡会議	平成28年6月16日	平成29年6月23日	平成30年6月22日
・ 暴力団追放モニターを通じての情報収集			
委嘱者数	114人	114人	114人
報告件数	115件	87件	94件
・ 暴力団排除活動セミナー (賛助会員等)			
開催日	平成28年8月24日	平成29年8月23日	平成30年8月22日
出席人数	661名	634名	742名
・ 賛助会員			
件数 (個人及び法人数)	1,301件	1,425件	1,531件

## (2) 収益及び費用の状況

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

項目	平成 28年度	平成29年度		平成30年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合	経常収益	173	181	7	4.3	184	2	1.4
	基本財産受取利息	80	81	1	2.2	80	△ 1	△ 1.9
	講習受託収益	21	21	0	0.5	21	0	0.4
	受取賛助金	70	76	5	8.0	80	3	5.2
	その他	1	1	△ 0	△ 0.5	1	0	0.0
	経常費用	168	180	11	6.7	183	3	1.8
	事業費	141	149	8	5.7	151	2	1.7
	管理費	27	31	3	11.7	31	0	2.0
	当期経常増減額	5	1	△ 3	△ 73.7	0	△ 0	△ 50.8
	経常外収益	0	0	0	—	0	0	—
経常外費用	0	0	0	—	0	0	—	
税引前当期一般正味財産増減額	5	1	△ 3	△ 73.7	0	△ 0	△ 50.8	
法人税、住民税等	0	0	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	5	1	△ 3	△ 74.7	0	△ 0	△ 53.6	
公益目的 事業会計	経常収益	138	148	10	7.6	151	2	1.8
	基本財産受取利息	58	60	1	3.0	58	△ 1	△ 2.5
	講習受託収益	21	21	0	0.5	21	0	0.4
	受取賛助金	56	65	8	15.4	69	4	6.3
	その他	1	1	△ 0	△ 0.5	1	0	0.0
	経常費用	141	149	8	5.7	151	2	1.7
	事業費	141	149	8	5.7	151	2	1.7
	管理費	0	0	0	—	0	0	—
	当期経常増減額	△ 2	△ 0	2	△ 89.3	△ 0	0	50.2
	経常外収益	0	0	0	—	0	0	—
経常外費用	0	0	0	—	0	0	—	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 2	△ 0	2	△ 89.3	△ 0	0	50.2	
法人税、住民税等	0	0	0	—	0	0	—	
当期一般正味財産増減額	△ 2	△ 0	2	△ 89.3	△ 0	0	50.2	

項目	平成 28年度	平成29年度		平成30年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	35	32	△ 3	△ 8.5	32	△ 0	△ 0.6
基本財産受取利息	21	21	0	0.0	21	0	0.0
講習受託収益	0	0	0	—	0	0	—
受取賛助金	14	11	△ 3	△ 21.5	10	△ 0	△ 1.9
その他	0	0	0	—	0	0	—
経常費用	27	31	3	11.7	31	0	2.0
事業費	0	0	0	—	0	0	—
管理費	27	31	3	11.7	31	0	2.0
当期経常増減額	7	1	△ 6	△ 79.3	0	△ 0	△ 50.7
経常外収益	0	0	0	—	0	0	—
経常外費用	0	0	0	—	0	0	—
税引前当期一般正味財産増減額	7	1	△ 6	△ 79.3	0	△ 0	△ 50.7
法人税、住民税等	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	7	1	△ 6	△ 80.0	0	△ 0	△ 53.0

## (3) 財政状態

## ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 28年度	平成29年度			平成30年度		
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	30	34	3	12.8	34	0	1.7
現金預金	24	28	3	15.3	29	0	1.3
未収金	1	1	0	0.5	1	0	0.4
前払費用	3	3	0	2.1	4	0	5.5
固定資産	3,212	3,210	△ 1	△ 0.1	3,217	6	0.2
基本財産	3,051	3,051	0	0	3,051	0	0
投資有価証券	3,049	3,049	0	0	3,049	0	0
基本財産引当 預金	1	1	0	0	1	0	0
特定資産	159	159	0	0.0	159	0	0.0
その他固定資産	2	0	△ 1	△ 74.0	7	6	—
什器備品	1	0	△ 1	△ 80.7	0	△ 0	△ 58.3
リース資産 (相談ソフト)	—	—	—	—	7	7	—
その他	0	0	△ 0	△ 60.0	0	△ 0	△ 0.0
資産合計	3,242	3,245	2	0.1	3,252	7	0.2
流動負債	2	3	0	39.9	2	△ 0	△ 9.2
未払金	0	0	△ 0	△ 0.8	0	△ 0	△ 7.9
未払消費税等	0	0	△ 0	△ 0.0	0	0	0.4
預り金	1	2	0	55.1	2	△ 0	△ 10.8
固定負債	—	—	—	—	7	7	—
リース債務	—	—	—	—	7	7	—
負債合計	2	3	0	39.9	10	6	211.2
指定正味財産	3,081	3,081	0	0.0	3,081	0	0.0
一般正味財産	159	160	1	0.8	161	0	0.4
正味財産合計	3,240	3,241	1	0.0	3,242	0	0.0
負債及び正味財産合計	3,242	3,245	2	0.1	3,252	7	0.2